阪神高速道路工事開始公告

平成24年阪神高速公告第18号

阪神高速道路株式会社において阪神高速道路の新設工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成24年９月28日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

路　線　名　神戸市道生田川箕谷線
工事の区間　神戸市中央区雲井通１丁目～北区山田町下谷上
神戸市中央区吾妻通６丁目～北区山田町下谷上
工事の種類　新設工事
工事開始の日　平成24年９月30日

阪神高速道路工事完了公告

平成24年阪神高速公告第19号

阪神高速道路の新設工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成24年９月28日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

路　線　名　神戸市道生田川箕谷線
工事の区間　神戸市中央区雲井通１丁目～北区山田町下谷上
神戸市中央区吾妻通６丁目～北区山田町下谷上
工事の種類　新設工事
工事完了の日　平成24年９月30日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成24年阪神高速公告第20号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成24年10月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成24年９月28日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

１．記Ⅰ〔１〕１中
「⑱　神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで」を
「⑱　神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで
⑲　神戸市道生田川箕谷線　」に改める。

２．記Ⅰ〔１〕３⑶の次に次のように加える。

⑷　神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

①　神戸市道生田川箕谷線と他の阪神高速道路とを連続して通行（ＥＴＣ車については、記〔３〕２に定める兵庫県道高速神戸西宮線生田川出入口と神戸市道生田川箕谷線国道２号出入口（仮称）とを引き続いて通行する場合を含む。）する自動車に適用する１回の通行に係る料金の額は、記⑴の規定にかかわらず、下表に掲げる額と、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて記⑴①に定める料金の額との合計額を徴収する。

ただし、出入口の相互間のうち兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線、神戸市道高速道路２号線、兵庫県道高速神戸西宮線（神戸市灘区岩屋南町から神戸市長田区西尻池町までの区間に限る。）及び神戸市道生田川箕谷線の区間において、神戸市道生田川箕谷線及び神戸市道高速道路２号線又はそのいずれかを含む経路が複数存在する場合、実際に通行した経路にかかわらず、当該区間においては最短経路を通行したものとみなし、最短経路の利用距離を適用する。最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含む場合は、本項に定める料金の額を徴収し、最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含まない場合は、記⑴①に定める料金の額を徴収する。

料　金（円）	
普　通　車	大　型　車
600	1,200

㈱　料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②　神戸市道生田川箕谷線のみを通行する自動車に適用する１回の通行に係る料金の額は、記⑴の規定にかかわらず、記①の下表に掲げる額を適用する。ただし、普通車には第二種原動機付自転車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第１条第２項に定める第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。）を含み、第二種原動機付自転車に適用する１回の通行に係る料金の額は、50円（消費税及び地方消費税が含まれる。）とする。

３．記Ⅰ〔１〕４⑴②中「出入口」を「神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の出入口」に改め、「かかわらず」の次に「、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて」を加える。

４．記Ⅰ〔１〕４⑷①及び②を次のように改める。

①　割引を適用する自動車

イ　兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するＥＴＣ車。ただし、兵庫県道高速神戸西宮線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行する場合は、記〔３〕２に定める兵庫県道高速神戸西宮線生田川出入口と神戸市道生田川箕谷線国道２号出入口（仮称）とを引き続いて通行する場合に限る。

ロ　兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するＥＴＣ車以外の自動車

②　割引内容

記①イ又はロに定める自動車ごとに次の割引内容を適用する。

イ　記３⑷①に定める料金の額にかかわらず、神戸市道生田川箕谷線の出入口を含む出入口の相互間の利用距離に応じて、割引後の料金の額として下表の料金の欄に掲げる額を適用する。

利用距離	料　金（円）	
	普　通　車	大　型　車
12.0㎞以下	600	1,200
12.0㎞超～18.0㎞以下	700	1,400
18.0㎞超～24.0㎞以下	800	1,600
24.0㎞超	900	1,800

㈱　料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ロ　記３⑷①に定める料金の額にかかわらず、割引後の料金の額として下表に掲げる額を適用する。

料　金（円）	
普　通　車	大　型　車
900	1,800

㈱　料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。